

「ラ・ラ・タウン・おいわけ」住宅建築協定

（目 的）

この規定は快適で明るい街 “ラ・ラ・タウン” の形成のため基準を設けて子育ての街安平町の良好な住環境の保全に寄与することを目的とする。

（総括事業）

第 1 条 建築主及び建築業者は「ラ・ラ・タウン・おいわけ住宅建築協定」を遵守し、建築行為等を施工するものとし、特別の事情により本協定に則し得ないものについて、事前にその理由及び計画図面関係図書を安平町に提出し協議する。

（色彩計画）

第 2 条 建築主及び建築業者は建築物等の壁面、窓枠、縁飾り等の色について、明るい色調を基準とし、又屋根の色は落ち着いた色合いとし、極端な原色は避けるものとする。

（屋根形状）

第 3 条 建築物の屋根形状は切妻を基本とする。

（壁面線）

第 4 条 建築物の外壁から隣地境界線及び道路境界線までの距離は1 m以上とし、雪落方向に2. 5 m以上とする。

（建物高さ）

第 5 条 建築物の高さは、軒側壁面の高さは7m以下とし、建築物の最高高さは10m以下とする。屋根形状によりこれに適合しない場合は、別に安平町と協議する。

（基礎の高さ）

第 6 条 基礎の高さは60 cm以下とする。これに適合しない場合は別に町と協議する。

（建ペイ率・容積率）

第 7 条 建築物の建築面積に対する割合（建ペイ率）は60%とし、容積率は200%とする。

（緑化計画）

第 8 条 建築主及び開発者は建築敷地内に10%以上の緑化を図り、高木を1本以上植えることとする。

（車 庫）

第 9 条 建築主及び開発者は建築物内に車庫を設ける事とし、止むを得ない場合は美観を損ねることのないようなものとする。

（塀）

第10条 敷地境界は原則として設けないものとする。止むを得ない場合は植樹等による生垣及びブロック塀・コンクリート塀等は60 cm以下とし、境界を遮断することのないものとし、フェンス類は良いとする。

（石油タンク）

第11条 建築敷地内に設置する石油タンクの位置については、街路に面さないように配慮しなければならない。